

## 公認コーチ規程

(趣旨及び目的等)

- 第1条 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）と共同で行う公認スポーツ指導者制度の競技別資格付与について、必要なことを定める。
- 2 公認スポーツ指導者制度は、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を公認スポーツ指導者として育成することにより、望ましい社会の実現に貢献することを目的とする。

(資格の種類・役割)

- 第2条 公認コーチは、コーチ1、コーチ2、コーチ3とし、各項の資格種類、役割は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) コーチ1

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する者

(2) コーチ2

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等の監督から全国レベルのヘッドコーチ等の責任者として、安全で効果的な活動を提供するとともに、指導計画を構築、実行、評価し監督することと併せて、コーチ間の関わり及び成長を支援する者

(3) コーチ3

ナショナルチーム等でのコーチングスタッフとして、国際大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う者

(資格の認定)

- 第3条 前条の資格の認定は、本連盟が実施する専門科目の講習・検定とJSP0が実施する共通科目の講習会を受講し、合格した者を理事会において認定する。

(受講資格等)

- 第4条 コーチ1の受講資格は、次の各号に掲げる条件を満たしている者とし、所属加盟団体の推薦を受けたものとする。

- (1) 本連盟の登録会員であること  
 (2) 受講年度の4月1日現在、20才以上であること

- 2 コーチ2の受講資格は、次の各号に掲げる条件を満たしている者とし、所属加盟団体の推薦を受けたものとする。

- (1) 本連盟の登録会員であること  
 (2) コーチ1を取得していること  
 (3) 受講申込み時、50才未満であること

- 3 コーチ3の受講資格は、次の各号に掲げる条件を満たしている者とし、所属加盟団体の推薦を受け、本連盟が認めたものとする。

- (1) 本連盟の登録会員であること  
 (2) コーチ2を取得していること

(講習・検定会等)

- 第5条 講習・検定会の実施についてはカリキュラムを含めて別に公表する。
- 2 履修は、コーチ1、コーチ2、コーチ3の順に行うものとする。ただし、海外コーチ資格取得者又は同レベルの資格取得者については、本連盟において審査の上、カリキュラム中の科目の免除を行うことができる。
  - 3 受講期限については、受講年度から4年間とする。

(合否の判定)

- 第6条 専門科目については、年度ごとに定めるカリキュラムに基づき受講し、専門科目の合否を判定する。
- 2 共通科目については、JSP0の実施要領の定めによる。

(資格の更新)

- 第7条 資格取得者は、取得年度を含まず2年間に1回、リフレッシュ研修会を受講しなければならない。
- 2 旧公認コーチ資格(C級コーチ、B級コーチ、A級コーチ)資格者についても前項同様とする。

(資格の喪失)

- 第8条 公認コーチが、次の各号に掲げる一に該当する者は、理事会の決定によって、公認コーチ資格を喪失するものとする。
- (1) 指導者として体面を汚すような行為があったとき
  - (2) 公認料、登録料を納期までに納入しないとき

(資格の復活)

- 第9条 資格喪失後の資格の復活は、1年以内に復活申請書に理由を記載し、本連盟宛に提出するものとする。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

附則

令和2年3月31日までに取得した資格者については、都道府県スポーツ協会又はJSP0が実施する義務研修を4年に1度受講することで資格を更新することができる。

平成27年12月15日 改正  
令和2年4月17日 改正